

社会保障の拡充を求める要望書 回答書

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1. 国民健康保険制度について

(1) 所得に応じて払える保険税にしてください。

今回(2021年4月)行った自治体要請キャラバン行動の事前アンケート結果によると、滞納世帯の割合が14.2%で前回の19.0%より4.8%低下しました。しかし、滞納全世帯の内、所得100万円未満の世帯の滞納が39.9%となっており、前回までの結果と同様に低所得者ほど国保税が高すぎて納められない実態です。また、コロナの感染拡大でやむなく会社を退職し、国保に入る方もいます。前年度の収入によって保険税が決定することからも、高すぎる保険税を所得に応じて払える保険税にするために、一般会計からの繰り入れを増やしていくことが引き続き必要です。

① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【回答】 保険年金課

今後、賦課方式や保険税率の見直しを行う際には、埼玉県国民健康保険運営方針を踏まえるとともに、応能応益割合につきましても、慎重に検討を行ってまいります。

② 子どもの均等割負担を廃止してください。

【回答】 保険年金課

子どもの均等割負担につきましても、今後の賦課方式や保険税率の見直しの中で、検討を行ってまいります。

③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

【回答】 保険年金課

一般会計からの繰入につきましては、毎年度当初予算の状況に応じ予算措置しております。今後におきましても、埼玉県国民健康保険運営方針を踏まえ、国保財政の状況を勘案し、毎年度適切に判断してまいります。

(2) 国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。

今回のアンケート結果では、滞納世帯が18万2781世帯ありましたが、減免はその内1万830世帯で、これは滞納世帯の5.9%にすぎません。

また、国が行った新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免制度では、県内62市町で1万6247世帯の申請があり、その内1万4594世帯、総額24億6817万8496円の減免が行われました。現在もコロナ禍にあることから、2021年度も国保税コロナ減免を実施してください。

① 保険税免除基準を生保基準の1.5倍相当に設定するなど、申請減免制度を拡充してください。

【回答】 保険年金課

減免制度に関しては、納税通知に同封するリーフレットや市ホームページにより周知を図

っているところです。

今後も減免制度の適正な運用に努めてまいります。

- ② 2021 年度も新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免を実施し、広く周知することや国の基準を緩和するなど申請しやすい制度にしてください。

【回答】 保険年金課

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者にかかる国民健康保険税の減免についても、同様に周知するとともに適正な運用に努めてまいります。

(3) 窓口負担の軽減制度(国保法 44 条)の拡充を行なってください。

生活保護基準以下の生活を強いることのないように、医療費の負担を軽減する制度は重要です。窓口負担の軽減制度の拡充を行なってください。

- ① 国保法 44 条による減免は、生保基準の 1.5 倍相当に、病院等窓口負担の減額・免除制度の拡充を行なってください。

【回答】 保険年金課

一部負担金の減免については、志木市国民健康保険に関する規則に基づき、対応してまいります。また、医療費が高額となる場合の限度額適用認定証及び高額療養費委任払い制度など窓口での支払金額を抑えられる制度については、随時ご案内しているところです。

- ② 窓口負担の軽減制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答】 保険年金課

申請減免制度の利用にあたっては、丁寧な対応に努めてまいります。

- ③ 医療機関に軽減申請書を置き、会計窓口で手続きできるようにしてください。

【回答】 保険年金課

申請減免にあたっては、志木市国民健康保険に関する規則に基づき、適切に対応してまいります。

(4) 国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください

昨年から続くコロナ禍にあって、今年度もこれまで以上に地域経済の低迷や中小企業、自営業者の経営は死活的な状況です。このような時に、滞納処分や保険証を取り上げる事は受療権を奪うことにつながります。滞納世帯の生活を再建し、支援する事で、納税者となることができます。生活につまずいた場合であっても、あらゆる社会資源や施策を行なう事で、地域の住民と行政との信頼関係が構築できます。安心と信頼の地域社会づくりを行なってください。

- ① 住民に寄り添った対応を行ってください。

【回答】 収納管理課

本市におきましては、多重債務などが原因で滞納となっている方に対しましては、ファイナンシャルプランナーによる生活改善型納税相談を実施しており、広く周知に努めているところでもあります。

また、相談の内容に応じて、関係部署との連携を図っているところでもあります。

- ② 給与等の全額を差押えすることは憲法 29 条の財産権の侵害行為であり法令で禁止されています。憲法 25 条の生存権保障の立場から生存権的財産である最低生活費を保障して

ください。

【回答】 収納管理課

差押えについては、国税徴収法第75条から第78条の趣旨を踏まえ、適切に行っているところであります。また、市からの働きかけに応じていただけない方につきましては、生活の状況や滞納となっている状況を的確に把握するためにも、早い段階で相談機会を確保することが不可欠であると考えております。

- ③ 業者の売掛金は運転資金・仕入代金・従業員給与ならびに本人・家族の生計費等にあてられるものです。取引先との信用喪失にもつながり事業そのものの継続を困難にするため、一方的な売掛金への差押えはやめてください。

【回答】 収納管理課

ファイナンシャルプランナーによる生活改善型納税相談を実施しており、個人事業主につきましては確定申告の内容を精査し、税額が減額となる場合には修正申告等を提案しております。今後も納税が困難な方に対し、早期に納税相談を行っていただけるよう努めてまいります。

- ④ 国民健康保険税の滞納の回収については、生活保障を基礎とする制度の趣旨に留意し、他の諸税と同様の扱いではなく、当事者の生活実態に配慮した特別な対応としてください。

【回答】 収納管理課

定期的に休日納税相談も実施しており、今後も納税が困難な方に対し、早期に納税相談を行っていただけるよう努めてまいります。

(5) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

2021年のアンケート結果では資格証明書が22市町で676世帯、短期保険証は6市町で1万4603世帯、2万4866人の被保険者に発行され、保険証の窓口留置は2,780世帯になります。保険料の納付の有無に関係なく、国保加入者全員に正規の保険証は交付をお願いします。保険証がないことで手遅れ受診につながった事案があとをたちませぬ。納税などの条件を設けることなく正規保険証は発行される必要があると考えます。

- ① すべての被保険者に正規の保険証を郵送してください。

【回答】 保険年金課

窓口留置としているのは、納付状況が芳しくない方に対し、滞納金額や納付の履歴、相談の実績などを総合的に判断したうえで、やむを得ず行っているものです。

なお、本市では、休日納税相談やファイナンシャルプランナーによる生活改善型納付相談も実施しております。

- ② 住所不明以外の保険証の窓口留置は行なわないでください。

【回答】 保険年金課

上記回答のとおり、納付状況が芳しくない方に対し、滞納金額や納付の履歴、相談の実績などを総合的に判断したうえで、やむを得ず行っているもののためご理解いただきたいと存じます。

- ③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答】 保険年金課

資格証明書の交付は最終手段であり、適用に当たっては事前に弁明の機会を設けるなど慎重に対応しており、市からの働きかけに対して、一向に応じていただけない方を対象に、やむを得ず交付しているところでもあります。また、交付後であっても、面談等に至った段階で被保険者証に切り替えております。

(6) 傷病手当金を支給してください。

昨年度から新型コロナウイルス感染症対策として、傷病手当金の支給に関する条例改正についての事務連絡が発出されました。2021年アンケート結果によれば2020年度は44市町で277人が申請し272人が受給されました。傷病により休業を余儀なくされた場合の傷病手当金の支給は、国保に加入する被用者およびフリーランス、個人事業主などの切実な要求です。

① 傷病手当金の支給を2021年度も実施してください。新型コロナウイルス感染症対策の一環としての、時限的な措置だけではなく、恒常的な施策として条例の改正を行ってください。

【回答】 保険年金課

新型コロナウイルス感染症に感染又は、発熱等の症状があり感染が疑われる被用者の方を対象とした傷病手当金については、国・県の動向を見極めながら適正に支給してまいります。

② 被用者以外の者への支給について、財政支援するよう国・県へ要請してください。

【回答】 保険年金課

本市では、傷病手当金の対象とならない自営業者などの被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合、傷病見舞金を支給する制度を実施しています。

(7) 国保運営協議会について

① さまざまな問題を抱える国保事業の運営であるからこそ、市民参加を促進するために、委員の公募が未実施の場合は、公募制としてください。

【回答】 保険年金課

志木市国民健康保険運営協議会の委員につきましては、広く市民から公募を募った「市民力人材バンク」の登録者を含めるなど、国民健康保険法施行令及び志木市国民健康保険条例に基づき、委員の委嘱を行っているところであります。

② 市民の意見が十分反映し、検討がされるよう運営の改善に努力してください。

【回答】 保険年金課

志木市国民健康保険運営協議会の会議は、傍聴が可能となっているとともに、議事録も市ホームページにて公開するなど、今後も開かれた運営に努めてまいります。

(8) 保健予防事業について

2020年度はコロナ禍にあって特定健診受診率が低下しています。今年度は感染防止に留意した上でどのような対策を講じて目標値の達成を実現するのか、具体的な対策と、計画を教えてください。

① 特定健診の本人負担を無料にしてください。

【回答】 健康政策課

特定健診の受診は、市民の生活習慣病の予防と医療費の適正化につながるものであり、重要な課題であると認識をしているところですが、必ずしも、本人負担が無料であっても、

受診の向上につながっていない状況も県内では見られます。

本市といたしましては、まずは、休日の集団健診の実施やレディースデイの実施など、働く世代や子育て世代が健診を受けやすい環境を整えていくことや未受診者の未受診理由にあったタイプ別の受診勧奨を強化していくことで、特定健診の受診率向上に向けた取り組みを行ってまいります。

- ② ガン健診と特定健診が同時に受けられるようにしてください。

【回答】健康政策課

本市のがん検診と特定健診につきましては、市内（朝霞地区他3市）の医療機関での「個別健診」のほか、公共施設を会場に毎年9月から翌年2月までの間に「集団健診（12回）」を市民の皆様にご案内しているところです。

また「集団健診」では、①の回答で述べたとおり、休日での実施や女性のみ健診が可能なレディースデイの設定など、働く世代や子育て世代が健診を受けやすいように環境を整えています。

- ③ 2021年度の受診率目標達成のための対策を教えてください。

【回答】健康政策課

2021年度の本市が目標としている特定健診受診率は50%であり、令和元年度の受診率（法定補告値）41.4%と比較しても、大きく乖離している状況にあります。冒頭にもありましたとおり、2020年度はコロナ禍にあり、特定健診の受診率が低下していることも事実であり、市民の生活スタイルにも変化が起き、運動不足やストレスの増加などにより生活習慣病のリスクが高まることも心配されます。生活習慣病予防のためにも、毎年の健診は欠かせないことから、休日の集団健診会場では、換気や消毒の徹底のほか、1日の健診人数に制限を設け、密にならないよう感染症対策を行ってまいります。

また、①でもご回答させていただきましたとおり、休日の集団健診の実施以外にも、レディースデイの設定など、働く世代や子育て世代の健診を受けやすい環境を整えるとともに、通知による受診勧奨のほかSMSを活用した受診勧奨を行ってまいります。

- ④ 個人情報管理に留意してください。

【回答】健康政策課

本市では、がん検診や特定健診等の結果などについては、医療機関や集団健診の委託業者が結果通知書を作成し、受診した本人に対し、市を介さず直接通知をしております。

特に医療関係の検査結果等の入力ミスは、命に関わる重大な結果を招くものことから、本市の委託先の検診機関におきましても、仕様の内容を見直すなど、改めてデータ取り扱いやチェック体制の強化について注意喚起を行っております。

本市といたしましては、今後も引き続き、市民の皆様が安心して、健診を受診していただけるよう、精度管理に努めてまいります。

2. 後期高齢者医療について

第204回国会で75歳以上の方の医療費負担が、所得により1割から2割負担に2倍化される法案が提出され2023年10月以降に実施する計画が進行しています。75歳以上の方を対象に私たちが行ったアンケート調査では、回答された方の30%近い方が受診科や通院回数を減らすなどと回答しています。受診抑制が強く懸念されます。

(1) 窓口負担2割化について、中止するよう、国に要請してください。

【回答】 保険年金課

後期高齢者医療における、窓口負担割合の見直しにつきましては、制度の導入時期等、不明な点もありますが、被保険者からの問い合わせ等にしっかりと対応してまいります。

(2) 低所得(住民税非課税世帯など)の高齢者への見守り、健康状態の把握、治療の継続等の支援を行ってください。

【回答】 保険年金課、健康政策課

低所得者に限らず、地域の店舗スタッフが気がかりな高齢者を、高齢者あんしん相談センターや市役所に通報する「ホッとあんしん見守りシステム事業」や、前記2か所への連絡先が読み込めるQRコードを載せた「見守りSOSステッカー」を交付することにより、地域で生活する人や働く人たちが、高齢者への見守りに取り組んでおります。

また、令和2年度より高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施が開始となり、後期高齢者についても国保の保健事業や、介護の地域支援事業との一体的な取組を実施しております。

(3) 健康長寿事業を拡充してください。

【回答】 保険年金課、健康政策課

被保険者が日本国内の宿泊施設等を利用した場合に、1会計年度1回、2,000円を限度として助成金を交付しております。

また、歩いた歩数や運動プログラムへの参加などに応じて、ポイントが獲得でき、商品券と交換できる「いろは健康ポイント事業」を、平成27年度から実施しております。この事業では、市内の民間スポーツクラブの会員として当該クラブで運動した場合にもポイントを付与しております。また、特定健診や人間ドックの受診及び市のがん検診の受診でもポイントを付与しております。

(4) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診を無料で実施してください。

【回答】 保険年金課 (健康政策課)

健康診査につきましては、令和2年度より本人負担を無料とし、国民健康保険の特定健康診査と同一の健診内容を7月から翌年3月まで受診できます。対象者全員へ開始される7月に合わせ受診券を郵送し、制度の周知に努めております。

人間ドックにつきましては、5,000円の本人負担で受診できる補助制度を実施しております。

また、歯科健診につきましては、前年度に75歳又は80歳に到達した被保険者へ埼玉県後期高齢者医療広域連合から案内を送付しております。

3. 地域の医療提供体制について

コロナ禍にあって地域住民のいのちを守る地域の医療機関への期待が高まっています。国や県が進める地域医療計画による再編・統合・縮小ではなく、地域医療の整備・拡充こそ必要です。

(1) 地域の公立・公的病院、民間病院の拡充が必要です。国および県に対して、病院の再編・統合・縮小を目的とする方針の撤回を申し入れてください。

【回答】健康政策課

地域の病院の拡充や医療の体制につきましては、埼玉県で策定している埼玉県地域保健医

療計画や地域医療構想において医療需要や必要病床数を推計し、実現に向けて取り組んでいる状況です。

(2) 医師・看護師など医療従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

【回答】健康政策課

本市を含む朝霞市、和光市、新座市の朝霞地区4市では、朝霞地区医師会・歯科医師会に対し運営費の補助をするほか、地域の看護師不足の解消するため、当地区内の学生の就業定着と地域医療体制の充実に貢献することを目的とし、准看護学校卒業生等の看護専門学校入学者等を受け入れる朝霞地区看護専門学校（和光市）に対し、運営費の補助をしているところです。

さらに、埼玉県朝霞地区第二次救急医療圏における小児救急医療、周産期医療及び救命救急医療体制の充実に図るため、寄附講座を設置し、医師の育成、確保に努めています。

4. 新型コロナウイルス感染の拡大を防止し、安心して医療が受けられるために

コロナ禍にあってなかなか収束が見えない状況が続いています。しかも感染力が強い変異株の拡大が脅威となっています。

(1) 保健所や保健センターなどの人員体制を強化してください。

【回答】健康増進センター

健康増進センターの人員体制については、新たに新型コロナワクチン接種業務が加わったこともあり、令和3年度は、増員されております。また、同業務について他部署の職員を兼務体制とするなど人員体制の強化を図ったところです。

(2) 医療機関や高齢者施設、保育園や学校などで社会的検査を定期的に頻回に行ってください。

【回答】健康増進センター

高齢者施設や保育園などで集団感染が発生した場合は、拡大PCR検査が実施されるものと認識しております。社会的検査については、保健所とも連携してまいります。

(3) 無症状者に焦点をあてた大規模なPCR検査を行ってください。

【回答】健康増進センター

既に民間の多くの機関でPCR検査が実施されており、市といたしましては、感染拡大の切り札であるワクチン接種に全力を注ぐことが肝要であると考えます。

(4) ワクチン接種体制の強化をお願いします。

【回答】健康増進センター

ワクチン接種体制の強化を図るため、健康増進センターの人員体制を強化しました。

また、医師会との意思疎通を図りながら、個別接種体制を堅持し、1日当たりの接種回数増を図るなど、接種体制の強化に努めてまいります。

2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1. 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

アンケート結果によれば2021年度の介護保険料の改定で、据え置きが12自治体、引き上げは44自治体(平均年額5,255円増)がありましたが、7市町村では平均年額1823円の引き下げを実施されました。引き続き、次期改定にむけて保険料の見直しを行い、住民の負担軽減に努力してください。

【回答】長寿応援課

いわゆる団塊世代が後期高齢者となることを踏まえた施設整備や、報酬改定などの影響を考慮し、今回やむを得ず引き上げを行いましたが、基金残高の活用や多段階化などを行うことで上昇幅を抑え、第1段階から第3段階までの方は引き下げを行いました。今後も保険者機能強化推進交付金などの確保により、引き続き保険料の上昇抑止に努めます。

2. 新型コロナウイルス感染の影響による介護保険料の減免を実施してください。

コロナ禍による影響で困窮する世帯に実施した2020年度の介護保険料減免の実施状況を教えてください。2021年度も実施してください。

【回答】長寿応援課

昨年度は49件、2,216,200円となりました。今年度も引き続き実施いたします。

3. 低所得者に対する自治体独自の介護保険料減免制度を拡充してください。

非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。さまざまな事由によって生活困難が広がっている現下の状況に対応して、低所得者の個々の状況に迅速に対応できる減免の仕組みとしてください。

【回答】長寿応援課

保険料の見直しにより、第1段階から第3段階までの方は引き下げを行っています。また、境界層措置に準じた減免の基準を設けています

4. 介護を必要とする人が安心して介護が利用できるようにしてください。

(1) 利用料限度額の上限を超えた分については独自に助成してください。

【回答】長寿応援課

市独自の低所得の方への利用料補助制度は、維持してまいります。

(2) 2割、3割負担となった利用者に対して実態を把握し、利用抑制にならない対策を講じてください。

【回答】長寿応援課

本年8月以降のサービス利用分より、2割・3割負担利用者の高額介護サービス費の算定に係る1か月あたりの負担上限額が引き上げられることから、まずはその影響について注視してまいります。

5. 看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームについて、食費と居住費の負担軽減など利用希望者が経済的に利用困難とならない助成制度を設けてください。

【回答】長寿応援課

グループホームについては、食費、居住費の新たな負担軽減制度の導入を現在検討しております。また、低所得者への配慮を踏まえた既存の社会福祉法人軽減制度については、活用実績が低いことから、各事業所を運営する社会福祉法人に対し、制度の周知及び制度への参加要件となる県への登録を引き続き働きかけてまいります。

6. 新型コロナウイルス感染の拡大に伴い、経営が悪化した介護事業所へ、自治体として実態を把握し、必要な対策を講じてください。

(1) 自治体として財政支援を行ってください。

【回答】長寿応援課

今回の介護報酬改定により特例的な上乘せが設けられるなど、国による対応がある程度なされているものと考えておりますが、現在の状況から、一定程度状況が収束するまでかなりの期間を要すると見込まれます。このため、今後事業所が事業を継続して行っていくための必要な支援策を検討してまいります。

(2) 感染防止対策として、介護事業所へのマスクや衛生材料などの提供を自治体として実施してください。

【回答】長寿応援課

埼玉県による衛生用品の配布が定期的に行われており、市が配布の窓口となっています。

(3) 従事者や入所・通所サービスなどの利用者へのワクチン接種を早急に実施してください。公費による定期的なPCR検査を実施してください。

【回答】長寿応援課

現在、入所・通所サービスなどを利用している高齢者や従事者へのワクチン接種を実施しているところです。PCR検査につきましては、市独自の検査を行っておりますが、7月から、埼玉県において、通所系事業所を加えた定期的な検査が実施されることから、事業所に対して周知を図ってまいります。

7. 特別養護老人ホームや小規模多機能施設などの施設や在宅サービスの基盤整備を行ってください。

【回答】長寿応援課

数年後にはいわゆる団塊の世代が後期高齢者となり、介護ニーズの急増が見込まれることから、第8期介護保険事業計画においては施設、居住系、在宅系サービスの整備を数多く位置づけています。今後計画的に整備を行ってまいります。

8. 地域包括支援センターの体制の充実を図ってください。

【回答】長寿応援課

現在、市内には5か所のセンターを設置しており、センター1か所あたりの平均高齢者人口は他市町村に比べて少ないものと認識しておりますが、今後、館地区への設置をはじめ各センターの後方支援をより一層行っていくため、市としての体制整備に努めてまいります。

3. 障害者の人権とくらしを守る

1. 障害福祉事業所と在宅障害者・家族に対する新型コロナウイルス感染防止対策の徹底等をおこなってください。

(1) アルコール消毒、マスクなど衛生用品を事業所に配布してください。安定供給にするための手立てを行ってください。

【回答】共生社会推進課

市内の障がい福祉事業所及び自宅で介護を受ける医療的ケア児に対し、市及び県でアルコール消毒やマスクなどの衛生用品をストックし、必要部数を複数回配付させていただきました。現在は、市場にて安定供給されておりますが、今後とも障がいのある方が安心して生活できるよう、必需品の確保に努めてまいります。

(2) PCR検査を徹底し、自宅での経過観察ではなく、入院できる体制確保してください。

【回答】共生社会推進課

市や県では、施設等介護従事者に対し、PCR検査キットを無償提供することにより、施設内でのクラスター発生防止に努めております。また、陽性反応のあった方に対する入院及び自宅での経過観察等の判断に関しては、保健所が行うことになっております。

(3) 障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。

【回答】共生社会推進課、障がい者基幹相談支援センター

市として人材育成のための研修の実施や、支援方法のアドバイスは行いますが、担い手の確保は基本的に国の責任で行うべきと考えています。令和3年4月の報酬改定で、処遇改善加算の算定要件の一つである職場環境等の要件について、職員の離職防止や定着支援を図る観点から、事業者による職場環境改善の取組をより実効性の高いものとする改定がされたところです。

(4) 入院できる医療機関が少ないため、障害者への優先接種を行ってください。バリアフリーの関係、新しい場所への不安から、ワクチン接種は日ごろから利用している場所で行えるようにしてください。

【回答】共生社会推進課

重度の心身障がい者の他、障がい者手帳を所持する精神障がい者や知的障がい者などについても、優先接種について予約を受け付けております。また、ワクチン接種は、日頃からかかりつけとなっている病院や診療所で接種していただくことが可能です。

2、 障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。

生まれ育った地域で、安心して暮らせるためには、しっかりとした財政的なバックアップが必要です。

(1) 障害者地域生活支援拠点事業での進捗状況・具体的な取り組みを教えてください。

【回答】共生社会推進課、障がい者基幹相談支援センター

令和2年10月に基幹福祉相談センターを設置し、障がい者、高齢者、子ども、生活困窮などの枠組みを超えた、包括的な支援体制の整備を行いました。今年度以降は、面的整備型として福祉事業者連携による専門相談や緊急対応などの体制づくり、住まいや体験の場の確保など、障がい者基幹相談支援センターとともに進めてまいります。

(2) 施設整備については、独自補助の予算化を進めてください。

【回答】共生社会推進課

施設整備については、第6期障がい福祉計画に基づく数量や、地域自立支援協議会等による障がい者のニーズを踏まえ、必要な施設の整備を進めてまいります。

(3) 当事者の声を反映する事業としてください。

【回答】共生社会推進課

今年度から実施の第6期障がい福祉計画は、サービスの見込量や施設整備の方向性を定めたもので、策定時に当事者団体のヒアリングや市民意見公募を実施し、当事者の声やニーズを反映したものとなっております。今後もPDCAを毎年実施し、地域自立支援協議会に報告することで、当事者の声を反映してまいります。

3、 障害者の暮らしの場を保障してください。

障害者・家族の実態を把握して、整備計画をたて、行政として、補助をしていくことが求められています。

(1) 当該市町村内に、入所施設あるいは入所施設の機能を持った施設、グループホーム（重度の障害を持つ人も含め）、在住する障害者の数を把握し、計画的な設置を要望します。どれくらいの暮らしの場が今後必要と思いますか。事業の推進に困難を抱えている場合は、その理由を教えてください。

【回答】共生社会推進課

第6期障がい福祉計画の国の基本指針では、令和5年度までに施設入所者は自立訓練等を利用し、地域生活への移行を進めることとなっていることから、グループホームはニーズに応じて整備が必要と考えますが、障がい者支援施設（入所施設）については新たな設置等は考えておりません。なお、グループホームの定員は第6期障がい福祉計画において、令和5年度までに97人の利用を見込んでおります。

(2) 家族介護からの脱却を図ってください。点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答】共生社会推進課、基幹福祉相談センター

家族介護については介護の負担等を鑑み、必要に応じて短期入所等の受け入れや、ヘルパーの利用が可能となっております。

また、老障介護、老老介護については、相談を受けた際に、世帯の状況により基幹福祉相談センターの役割として、障がい者と高齢者の問題だけでなく、制度の横断的支援が必要な場合の相談を受け付けております。老障・老老介護の問題については、高齢者あんしん相談センターや、担当部署に必要な応じてつないだり、連携して対応していきます。

(3) 障害者支援施設（入所施設）利用者の中で、土日等利用して帰省しているケースを把握していますか。在宅者同様に障害福祉サービスを利用できるようにしてください。

【回答】共生社会推進課

土日に障害者支援施設（入所施設）から自宅等に帰省する場合は、必要に応じてヘルパー等の障がい福祉サービスを利用することは可能となっております。

4、 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

医療の助成は、命をつなげる大切な制度です。受診抑制にならないように充実させることが必要です。

(1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】共生社会推進課

重度心身障害者医療費助成制度におきましては、限られた財源の中、対象者を真に経済的負担の軽減が必要な低所得者に限定し、医療費負担の可能な方には負担していただくという考えに基づいています。

重度心身障害者医療費助成制度につきましては、埼玉県重度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱に基づき、埼玉県からの補助金を受けて実施している事業であることから、市として独自に判断することは困難となっております。

- (2) 医療費の現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等へ働きかけてください。

【回答】共生社会推進課

重度医療費を含めた福祉3医療（重度医療、乳幼児医療、ひとり親医療）の現物給付につきましては、志木市は平成10年度から朝霞地区4市内の医療機関で対応しております。さらに、平成25年度には東入間地区2市1町（富士見市、ふじみ野市、三芳町）へと、現物給付を広域化してまいりました（後期高齢者医療加入者は除く）。

- (3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。また、急性期の精神科への入院も補助の対象としてください。

【回答】共生社会推進課

精神障がい者については、県の制度に基づき、1級だけを対象としております。

また、重度心身障害者医療費助成制度につきましては、県からの補助金を受けて実施している事業となることから、市単独で対象者及び補助対象を拡大することは困難と考えます。そのため対象者及び補助対象の拡大につきましては、県の動向を注視してまいります。

- (4) 行政として、二次障害（※）について理解し、援助をするとともに、二次障害の進行を抑えるため、医療機関に啓発を行ってください。

※脳性麻痺をはじめとする多くの身体障害者（他の障害も含まれます）は、その障害を主な原因として発症する二次障害（障害の重度化）に悩んでいます。重度化する中で、苦痛とともに、日々の生活に困難が倍増し、不安と戸惑いが伴っています。

保健、医療、福祉がそれに十分こたえていません。

【回答】共生社会推進課

重度心身障害者の医療費助成については、資格取得要件を満たした方について審査を行い、登録を行っております。そのため二次障害により、重度心身障害者の助成対象となった方につきましても、同様の手続きを行っております。

医療機関への啓発につきましては、近隣の医師会や埼玉県との調整が必要となるため、市として独自に判断することは困難となっております。

- 5、 障害者生活サポート事業について、未実施自治体では実施を、実施自治体では拡充してください。

利用者にとって、メニューが豊かな制度です。負担や時間制限がネックにならないことが大切です。

- (1) 未実施市町村は、県単事業の障害者生活サポート事業を実施してください。実施していない理由を教えてください。

【回答】共生社会推進課

実施しております。

- (2) 実施市町村においては、県との割合負担以外の自治体独自の持ち出し金額を教えてください。

【回答】共生社会推進課

1, 422, 825円

- (3) 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答】共生社会推進課

生活サポート事業は法定のヘルパー派遣制度を補完する趣旨の県補助事業であります。県補助金にも上限が設定されており、利用時間の拡大は全て市単独事業となることから、利用時間の拡大は困難と考えます。

- (4) 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

【回答】共生社会推進課

県補助金にも上限が設定されているため、制度を縮小することなく、障がい児者が公平に利用していただきたいと考えておりますので、市単独で利用軽減を講じることは困難と考えます。

- (5) 県に対して補助増額や低所得者も利用できるよう要望してください。

【回答】共生社会推進課

随時要望してまいります。

6、福祉タクシー制度などについて拡充してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

- (1) 初乗り料金の改定を受けて、配布内数を増加してください。利便性を図るため、100円券（補助券）の検討を進めてください。

【回答】共生社会推進課

障がい者の移動や、社会参加を促進するための事業として、福祉タクシー制度以外にも、スイカやパスモ等ICカードへのチャージ代金の補助や、自動車燃料費の助成があり、どの制度も公平に年12,000円としており、対象者が選択できることになっています。初乗り料金の改定を受けて、3つの制度全てが年12,000円上限となったことや、市独自にデマンド交通の制度も活用できるため、他の制度との公平性から、今のところ福祉タクシー制度のみの拡充は考えておりません。

- (2) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

【回答】共生社会推進課

特に、当市では年齢制限や所得制限は設けておらず、介助者が付き添っている場合には利用できないということはありません。

- (3) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助

事業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答】共生社会推進課

地域間格差があることは理解しており、障がい者の地域生活の支援と社会参加を促進するための事業で、基本的には市単独で実施するよりも、国県の補助事業で行うべきと考えております。国県の地域生活支援事業の補助事業への追加については随時要望してまいります。

7、 災害対策の対応を工夫してください。

ここ数年、災害が頻繁に起きています。他の地域の教訓を生かして、災害種類毎のハザードマップの普及も含め、事前にしっかりと対応していくことが求められています。

- (1) 避難行動要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。登載者の避難経路、避難場所のバリアフリーを確認してください。

【回答】 防災危機管理課

本市の避難行動要支援者名簿の対象者は75歳以上の単身の世帯の者等としており、今のところ、避難行動要支援者名簿の枠を拡大する予定はありません。ご要望である登載者の避難経路、避難場所のバリアフリーにつきましても、災害対策基本法等の一部改正する法律が令和3年5月20日に施工されたことに伴い、避難行動要支援者名簿（個別避難計画）に本内容を盛り込むかは、関係各課と慎重に判断してまいります。

- (2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【回答】 防災危機管理課

福祉避難所の確保・運営ガイドラインが内閣府にて令和3年5月に改定されたことに伴い、本ガイドラインを踏まえ、福祉避難所への直接避難をはじめ、受け入れ対象者の公表等について、慎重に判断してまいります。

- (3) 避難所以外でも、避難生活（自宅、車中、他）している人に、救援物資が届くようにしてください。

【回答】 防災危機管理課

本市では、在宅避難等する場合については、近くの避難所に在宅避難している旨を報告していただきたいと思いますと考えています。また、救援物資については、自らが避難所へ行き、受け取っていただくことを想定しております。なお、市民の皆さまには、在宅による避難生活等を行うことを想定し、あらかじめ家庭内備蓄等を行っていただけるよう防災訓練等において、啓発してまいります。

- (4) 災害時、在宅避難者への民間団体の訪問・支援を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

【回答】 防災危機管理課

在宅避難者の個人情報を取り扱うこととなりますので、在宅避難者の許可をいただいたうえで、慎重に判断してまいります。

- (5) 自然災害と感染症発生、また同時発生等の対策のための部署をつくって下さい。保健所の機能を強化するための自治体の役割を明確にし、県・国に働きかけてください。

【回答】 防災危機管理課

本市としましては、志木市地域防災計画で複合災害への対応策を定めているほか、市

独自の感染症に対応するための避難所運営方針を定め、県や市の役割を明確にしているところでもあります。

8、福祉予算を削らないでください。

コロナ危機の中で、障害福祉関連事業の新設、削減、廃止、などの動きがありますか。コロナ禍にあって、適切な財政支援を行ってください。また、削減・廃止の検討がなされているところでは、当事者、団体の意見を聞き、再検討してください。廃止されたものについては復活をしてください。

【回答】共生社会推進課

コロナ禍を要因とする、障がい福祉予算の削減・廃止はしておりません。

今後とも、国県の動向や障がい当事者の皆様のニーズを踏まえ、新設等も含めた事業の検討を行ってまいります。

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保育】

1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

- ① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1 時点)の実態を教えてください。

【回答】 保育課

令和3年4月1日現在の待機児童数は、12名です。

- ② 既存保育所の定員の弾力化（受け入れ児童の増員）を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

【回答】 保育課

令和3年度については、既存の保育園のうち3園で受け入れ児童の増員を行いました。加えて、待機児童の解消のために計画的に保育園の整備を図っており、今年度も4月に民間の認可保育園1園が開園し、令和3年4月1日現在の保育定員は1,821人となっております。なお、年齢別の内訳としては、0歳194人、1歳340人、2歳388人、3歳296人、4歳300人、5歳303人となっております。

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

- ① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所の増設を基本に整備をすすめてください。

【回答】 保育課

令和3年4月に民間の認可保育園1園を整備したことにより、令和3年4月1日現在の保育定員は1,821人となっております。

この結果、平成31年4月1日現在では、47人であった待機児童数も令和3年4月1日現在12人と大きく減少を図ることができました。

今後も待機児童の解消に向けて、保育ニーズを見極めながら保育施設の適正配置に努めてまいります。

- ② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を

整えてください。

【回答】 保育課

今後も待機児童の解消に向け、国や県の補助金等を活用するとともに、必要に応じて補助事業の拡充について要望をしながら、保育施設の適正配置に努めてまいります。

③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】 保育課

本市における、今後の待機児童数や保育ニーズを捉えながら、必要に応じて整備を進めてまいります。

2. 新型コロナウイルス感染症から子どもの命を守るためにも、ひとり一人の気持ちに寄り添い成長発達に必要な支援を行うためにも、少人数保育を実現してください。

コロナ感染を防止するためには、保育する子どもの人数を少なくして密を避けることが必要です。また、コロナ禍で困難を抱える家庭や児童が増えている中、きめ細かい支援を行うためにも少人数保育のための予算を増額してください。

【回答】 保育課

保育園は、「3密」が生じやすい状況下であることから、これまで施設内における新型コロナウイルス感染症の拡大防止策に関し、周知・徹底を図るとともに、国や県の補助金を活用した感染症防止に資する事業を実施してまいりました。

今後も、各園においてこれまで以上に新型コロナウイルス感染症の拡大防止策に努めるよう、引き続き周知・徹底を図るとともに、国・県の補助金を有効に活用しつつ、きめ細かな支援に努めてまいります。

3. 待機児童をなくすために、また子育て家族の生活を支える保育所等の機能の重要性を踏まえて、その職責の重さに見合った処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。

【回答】 保育課

本市では、平成28年度より公立保育園の臨時保育士の処遇改善として報酬額の引き上げを行うとともに、平成30年度からは民間保育園の保育士に対し、市独自の事業として経験年数に応じた加算分も含め、最大1名あたり年額14万円の賃金加算を行うことで、新たな保育士確保策及び離職防止策を講じてまいりました。

更に、令和3年度からは、民間保育園における保育士の人材確保を図るため、保育事業者に対し、保育士の宿舍借り上げに要する費用を補助することで、利用定員の拡大につなげ、さらなる待機児童の解消に努めてまいります。

4. 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材料費（副食費）が保育料から切り離され、2019年10月より「実費徴収」される事態になってしまいました。

(1) 子育て世帯の負担増にならないよう軽減措置を講じてください。

【回答】 保育課

幼児教育・保育の無償化制度の開始に伴い、副食費については、これまで免除されてきた生活保護世帯やひとり親世帯等に加え、年収360万円未満相当の子どもと所得階層にかかわらず第3子以降の子どもも免除されることになっています。

本市では、これまで主食費・副食費ともに保育料に含めており、給食費の徴収は行っておりませんでした。

これにより、今まで無償で利用してきた低所得者層が一転して逆転現象が生じないように、市独自施策として、年収360万円未満相当の子どもと第3子以降の子どもの主食費を免除しております。

5. 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければなりません。そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。この度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】 保育課

市では、毎年、市内全保育園に対し、集団指導・講習会を行うとともに、定期的な実施指導等を行い、保育の安全性の確保に努めております。

また、公立保育園が企画する研修事業については、民間保育園の保育士の参加も募るなど、官民の連携を図りながら、保育の質の向上にも努めております。

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援を行なってください。

【回答】 保育課

本市では、出産後、育児休業を取得する場合で、上の子どもの保育の継続を希望する場合は、新生児が1歳に達する日（誕生日の前日）の属する月末まで保育の継続を可能としております。

加えて、新生児が保育園入園の申請をしているにも関わらず入園できないことにより、育児休業を延長した場合は、新生児が2歳に達する日の属する月末まで保育の継続延長を可能としています。

【学童】

6. 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】 保育課

学童保育については、学校の余裕教室などをお借りしながら、40人までを1単位として運営しているところです。引き続き、学童保育を必要とする児童が入所できるよう、努めてまいります。

7. 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で41市町(63市町村中65.1%)、「キャリアアップ事業」で32市町(同50.8%)にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

【回答】 保育課

学童保育指導員の処遇改善事業等に関しましては、それぞれ補助基準が示されていることから、運用上の該当範囲について、事業を実施し、処遇改善に努めているところです。

8. 県単独事業について

県単独事業の「民営クラブ支援員加算」「同 運営費加算」について、「運営形態に関わらずに、常勤での複数配置に努める」(※「県ガイドライン」)立場から、公立公営地域も対象となるように改善してください。

【回答】 保育課

本市における学童保育クラブは、民間事業者に運営を委託しているところであり、指導員の配置は、県ガイドラインに基づき、3人以上の配置としており、より安全な保育とともに、支援員の負担軽減を図っているところです。

今後におきましても、現場における保育の安全を第一に捉え、適正な支援体制を堅持してまいります。

【子ども医療費助成】

9. 子ども医療費助成制度の対象を「18歳年度末」まで拡大してください。

本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであり、埼玉県も制度を拡充し助成すべきであると考えています。

- (1) 通院及び入院の子ども医療費無料化を「18歳年度末」まで拡充してください。すでに実施している場合は、引きつづき継続してください。

【回答】 子ども支援課

18歳までに対する医療費の助成については、平成30年度より入院に係る費用まで拡大したところですが、通院に対する医療費については、今後の課題と考えております。

- (2) 国や県に対して、財政支援と制度の拡充を要請してください。

【回答】 子ども支援課

助成制度のあり方に関しましては、機会を捉え適宜要望してまいります。

5. 住民の最低生活を保障するために

1. 困窮する人がためらわずに生活保護の申請ができるようにしてください。

厚労省ホームページで2020年度に「生活保護を申請したい方へ」を新設し、「生活保護の申請は国民の権利です」と説明しています。具体的に扶養義務のこと、住むところがない人、持ち家がある人でも申請ができることなどを「ためらわずにご相談ください」と明記しています。市町村においても、分かりやすく申請者の立場にたってホームページやチラシを作成してください。

【回答】生活援護課

生活保護の申請について、市のホームページへの掲載や『生活保護のしおり』を作成し窓口で説明を求められた際も適切に対応しております。

また、制度利用が適正に進められるよう、他法他施策の利用や生活保護制度の分かり易い説明などに配慮しています。

2. 生活保護を申請する人が望まない「扶養照会」は、義務ではないのですから行わないでください。

コロナ禍にあって、失業や倒産などから生活に困窮する方が激増しています。しかし、生活保護を利用する世帯は、必要としている世帯の2割程度にすぎません。その原因の一つには、「扶養照会」であると言って過言ではないでしょう。今国会での審議で田村厚労大臣は「扶養照会は義務ではない」と答弁しています。しかし、埼玉県内の福祉事務所ではDVなどの場合を除いて、申請者が望まない扶養照会が行われています。申請者が望まない扶養照会を行わないよう改善してください。

【回答】生活援護課

生活相談時や保護申請時に扶養照会やその他調査についての説明を行うとともに、国の弾力的運用の通知を踏まえ、相談者が納得の上で申請受理後に扶養照会を実施しています。

3. 決定・変更通知書は、利用者が自分で計算できる分かりやすいものにしてください。

福祉事務所としてもミスが起こる原因にもなっています。福祉事務所職員だけでなく利用者本人も点検できるよう、加算や稼働収入の収入認定枠を設けて、誰が見てもわかる内訳欄のある書式にしてください。

【回答】生活援護課

「生活保護決定・変更通知書」の書式の変更は、システム改修が必要であり、費用面から改修を行う予定はありません。しかしながら、担当ケースワーカーが個々の状態に応じた説明を親切・丁寧に行うことで、ご理解を得ています。

4. ケースワーカーの人数が標準数を下回らないようにしてください。

生活保護利用者の立場にたった対応ができるように、十分な研修や人権侵害や制度の不勉強によって利用者が不利益となるようなことがないようにしてください。

また、社会福祉主事の有資格者を採用してください。

【回答】生活援護課

現時点において、生活保護のケースワーカーの人数は、国が示す標準数には若干不足しているものの、ケースワーカーの能力向上のため、随時研修を図っており、不利益が生じない対応を行っております。また、ケースワーカーになった職員は社会福祉主事の資格取得のための、受講をしております。

5. 無料低額宿泊所への入居を強制しないでください。

コロナ禍にあって、社宅を退去させられるなどの事態が増えています。福祉事務所では、このような人達を無料低額宿泊所にあっせんする場合があります。しかし、本人が希望しない場合や居宅での自立した生活が可能な場合は、無料低額宿泊所への入居を強制しないでください。

【回答】生活援護課

無料低額宿泊所への入居は、入居者と無料低額宿泊所間で契約が結ばれるため、福祉事務

所が相談者に対し、無料低額宿泊所への入居を強制することはありません。

また、保護申請の際に無料低額宿泊所への入居を申請の条件とするようなこともありません。

6. 生活困窮者自立支援事業は、生活保護申請を阻害しないように留意し、充実をはかるとともに、地域の生活困窮者の状況を把握し、生活保護の捕捉率の向上に努めてください。

【回答】共生社会推進課・生活援護課

生活困窮者に対しては生活困窮者自立支援法に基づき、就労支援や家計改善支援などにより自立に向けた支援を行っております。

また、関係機関との連携を図るなど地域の状況を把握し、保護が必要な方が生活保護対象者から漏れないよう捕捉率の向上に努めております。

以上